

湯河原町保育所条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照条文

現	行	改	正	後	備	考
(職員)		第15条及び第16条	削除			
第15条 保育園に次の職員を置く。						
(1) 園長						
(2) 副園長						
(3) 主任保育士						
(4) 保育士						
(5) 栄養士						
(6) 主任給食調理員						
(7) 給食調理員						
(8) 主任庁務員						
(9) 庁務員						
(10) 嘱託医						
(職務)						
第16条 園長は、町長の命を受け、 保育園に係る業務を掌理し、所属 職員を指揮監督する。						
2 副園長は、園長を補佐し、園長 に事故があるとき又は園長が欠け たときは、その職務を代行する。						
3 職員は、園長の命を受け、保育 園業務に従事する。						
(簿冊)		(簿冊)				
第29条 保育園に次の簿冊を備え、 園長がこれを保管する。		第29条 保育園に次の簿冊を備え、 園長がこれを保管する。				
(1) (略)		(1) (略)				
(2) <u>関係官庁公文書綴</u>					削る	
(3) <u>条例、規則等の例規</u>					削る	
(4) <u>施設台帳</u>					削る	
(5) (略)		(2) (略)				
(6) <u>予算差引簿</u>					削る	
(7) <u>消耗品受払簿</u>					削る	
(8) (略)		(3) (略)				
(15) (略)		(10) (略)				
(16) <u>献立台帳</u>					削る	
(17) (略)		(11) (略)				
(18) <u>材料受払い簿</u>					削る	
(19) (略)		(12) (略)				

【参考資料】

現 行	改 正 後	備 考
	附 則 この規則は、令和7年4月1日から施行する。	